

協議第 2 0 号

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 1市3町の農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条の規定を適用し、平成18年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。また、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する委員の定数は71人とする。
- 2 農業委員会等に関する法律第7条の選挙による委員の定数は、30人とする。

平成17年1月26日提出

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会  
会 長 深谷市長 新 井 家 光

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

平成17年 1月 5日現在

	深谷市	岡部町	川本町	花園町	合 計
委員数	27人	26人	23人	22人	98人
選挙委員数	20人	17人	19人	15人	71人
選任委員	7人	9人	4人	7人	27人
議 会 推 薦	5人	5人	2人	5人	17人
農業協同組合推薦	1人	3人	1人	1人	6人
農業共済組合推薦	1人	1人	1人	1人	4人
任 期	17年 7 月20日から 20年 7 月19日まで	15年 5 月20日から 18年 5 月19日まで	15年 5 月 7 日から 18年 5 月 6 日まで	17年 7 月20日から 20年 7 月19日まで	
区域面積 (ha)	6,940	3,059	2,177	1,582	13,758
農地面積 (ha)	3,324	1,603	931	799	6,657
基準農業者数 (人)	2,968	1,065	767	673	5,473
農家戸数 (戸)	2,966	1,064	766	671	5,467
農業生産法人数	2	1	1	2	6

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会 農業委員会委員の報酬等

		深谷市	岡部町	川本町	花園町	合計
委員会開催回数		月1回	月1回	月1回	月1回	
取扱い件数 (H15年度)	農地法第3条関係 (許可)	64件	27件	11件	15件	117件
	農地法第4条関係 (届出・許可)	61件	16件	14件	27件	118件
	農地法第5条関係 (届出・許可)	223件	43件	25件	50件	341件
委員報酬 (年額)	会長	516,000円	172,700円	167,000円	180,000円	
	職務代理者	444,000円		145,000円	162,000円	
	委員	396,000円	132,000円	134,000円	150,000円	
費用弁償	日当	無	無	無	無	
	旅費	無	無	無	無	

- ・農地法第3条 農地を耕作目的で所有権を移転(売買、交換、贈与等)したり、地上権、永小作権、質権、賃借権等の権利を設定、移転する。
- ・農地法第4条 自己所有地の農地を農地以外にすることであり、耕作の目的に供されている土地を宅地や資材置場等の農地以外の用途に変更する。
- ・農地法第5条 取得したり、借りたりした農地を農地以外にすることであり、耕作の目的に供されている土地を宅地や資材置場等の農地以外の用途に変更する。
- ・費用弁償 農業委員会会議開催に関する取扱い

新市の農業委員会委員の定数及び任期等の選択肢

区 分		選任方法等	定 数	任 期	選挙区	
1	新市に1つの委員会を置く場合	原則	新たに選挙（選任）する。 （合併の日から50日以内）	条例で定める数 （30人以下）	3年 （任期満了時、条例で定める30人以下の定数による選挙）	合併時に設けるか選択
		特例	引き続き在任。ただし、右記の定数を超えるときは、合併関係市町村の選挙による委員で互選する。 選任委員 新たに選任する。	協議により80を超えない数	合併後1年を超えない範囲で協議で定める期間 （期間満了時は、条例で定める30人以下の定数による選挙）	合併後最初の選挙時に設けるか選択

農業委員会委員の定数及び任期の取扱い 先進地事例 (埼玉県)

【平成17年 1月 5日現在】

新市名	旧市町名	合併の期日	選挙委員数 (条例定数)	任 期	報 酬 額	調 整 方 針
秩父市 ・農家戸数 2,044戸 ・農地面積 809ha	秩父市	平成17年 4月1日	19人 (19人)	平成14年 7月20日から 平成17年 7月19日まで	会長 492,000円/年 会長代理 432,000円/年 委員 384,000円/年	1 新市に1つの農業委員会を設置する。 2 選挙の委員の定数は、20人とする。選挙による委員の選挙は、新市の農業委員会の区域に分けて、2つの選挙区を設け、それぞれ定数は第1区(秩父市3区・吉田町)11人、第2区(秩父市1、2区・大滝村・荒川村)9人とする。 3 委員の任期は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項の規定を適用する。適用を受ける選挙委員の数は46人(秩父市19人、吉田町10人、大滝村9人、荒川村8人)とし、適用期間は平成17年7月19日までとする。  特別職の職員の報酬については、秩父市の特別職の職員の報酬額を参考にして、財政状況を勘案のうえ調整する。ただし、新市移行後新市の報酬審議会等であらためて報酬額等の金額を協議するものとする。
	吉田町		10人 (10人)	平成14年 4月15日から 平成17年 4月14日まで	会長 6,500円/日 会長代理 6,000円/日 委員 6,000円/日	
	大滝村		9人 (10人)	平成14年 7月20日から 平成17年 7月19日まで	会長 7,000円/日 会長代理 6,500円/日 委員 6,500円/日	
	荒川村		8人 (10人)		会長 153,000円/年 委員 135,000円/年	
熊谷市 ・農家戸数 5,490戸 ・農地面積 4,428ha	熊谷市	平成17年 10月1日	26人 (26人)	平成17年 7月20日から 平成20年 7月19日まで	会長 666,000円/年 会長代理 594,000円/年 委員 540,000円/年	1 1市2町の農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後11ヶ月の間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。 2 新市の選挙による委員の定数は、任期の特例適用期間中は55人とし、特例適用期間終了後は30人とする。  非常勤の特別職の報酬及び会議等に出席した場合の費用弁償は、現行の熊谷市の額を参考として調整する。
	大里町		12人 (12人)	平成15年10月16日から 平成18年10月15日まで	会長 211,000円/年 会長代理 187,800円/年 委員 179,000円/年	
	妻沼町		17人 (17人)	平成17年 7月20日から 平成20年 7月19日まで	会長 320,000円/年 会長代理 278,000円/年 委員 263,000円/年	
狭山市 ・農家戸数 3,179戸 ・農地面積 2,366ha	狭山市	平成18年 1月1日	15人 (15人)	平成15年 5月 1日から 平成18年 4月30日まで	会長 645,600円/年 会長代理 522,000円/年 委員 496,800円/年	農業委員会の委員の定数及び任期については、新市に1つの農業委員会を置き、2市の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。  農業委員会の選挙による委員の在任特例期間中の報酬及び費用弁償については、それぞれ従前の市の例によるものとする。
	入間市		16人 (16人)	平成17年 7月20日から 平成20年 7月19日まで	会長 624,000円/年 会長代理 516,000円/年 委員 475,200円/年	

農業委員会委員の定数及び任期の取扱い 先進地事例 (埼玉県)

【平成17年 1月 5日現在】

新市名	旧市町名	合併の期日	選挙委員数 (条例定数)	任 期	報 酬 額	調 整 方 針
彩野市 ・農家戸数 3,958戸 ・農地面積 3,077ha	蓮田市	平成17年 10月1日	18人 (18人)	平成17年 7月20日から 平成20年 7月19日まで	会長 396,000円/年 会長代理 372,000円/年 委員 360,000円/年	1 選挙委員の特例適用について 新市に1つの農業委員会を置き、1市2町の選挙委員については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間、引き続き新市の委員として在任する。 2 任期の特例を適用した場合の定数について 現在の1市2町の選挙委員数の合計数である49人とする。 3 新市における選挙委員の定数について 農業委員会等に関する法律施行例第2条の2の規程により3選挙区を設置する。 4 新市における選挙区の設置及び選挙区設置した場合の選挙区ごとの選挙委員の定数について (1)新市における選挙区は次のとおり3選挙区を設置する。 第1選挙区 旧蓮田市の区域 第2選挙区 旧白岡町の区域 第3選挙区 旧菖蒲町の区域 (2)新市における選挙区ごとの定数は、新市において直近の農業委員会選挙人名簿登録者数や農業情勢を考慮し、新市において検討するものとする。  農業委員会の報酬については、次のとおりとする。 会 長 396,000円/年 副会長 372,000円/年 委 員 360,000円/年
	白岡町		16人 (16人)		会長 183,300円/年 会長代理 148,300円/年 委員 127,100円/年	
	菖蒲町		15人 (15人)	平成15年 5月18日から 平成18年 5月17日まで	会長 182,400円/年 会長代理 156,900円/年 委員 140,500円/年	

農業委員会委員の定数及び任期の取扱い 先進地事例（県外）

【平成17年 1月 5日現在】

新市名	旧市町名	合併の期日	選挙委員数 (条例定数)	任期	報酬額	調整方針
美郷町 (秋田県) 農家戸数 ・3,414戸 農地面積 ・7,010ha	千畑町	平成16年 11月1日	12人 (12人)	平成14年 7月20日から 平成17年 7月19日まで	会長 630,000円/年 会長代理 552,000円/年 委員 582,000円/年	1. 新町の農業委員会の選挙による委員の定数は20人とする。 2. 農業委員会の選挙による委員の任期については、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月19日まで引き続き新町の農業委員として在任する。  美郷町特別職報酬等を下記のとおり決定した。 会 長 600,000円/年 長の代行 552,000円/年 委 員 534,000円/年
	六郷町		9人 (10人)		会長 552,000円/年 会長代理 492,000円/年 委員 480,000円/年	
	仙南村		9人 (10人)		会長 624,000円/年 会長代理 576,000円/年 委員 540,000円/年	
北杜市 (山梨県) 農家戸数 ・5,772戸 農地面積 ・6,940ha	明野村	平成16年 11月1日	15人 (15人)	平成14年 7月20日から 平成17年 7月19日まで	会長 192,000円/年 会長代理 132,000円/年 委員 120,000円/年	農業委員会の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任し、定数は町村ごとに次のとおりとする。 明野村12人、須玉町12人、高根町12人、長坂町12人、大泉村12人、白州町11人、武川村 9人  在任期間中の報酬額 会 長 270,000円/年 会長代理 190,000円/年 委 員 160,000円/年
	須玉町		15人 (15人)		会長 210,000円/年 会長代理 160,000円/年 委員 150,000円/年	
	高根町		15人 (15人)		会長 220,000円/年 会長代理 147,000円/年 委員 129,000円/年	
	長坂町		15人 (15人)	平成16年 8月18日から 平成19年 8月17日まで	会長 230,000円/年 会長代理 170,000円/年 委員 150,000円/年	
	大泉村		13人 (15人)	平成14年 7月20日から 平成17年 7月19日まで	会長 180,000円/年 会長代理 125,000円/年 委員 120,000円/年	
	白州町		14人 (14人)	平成16年 4月17日から 平成19年 4月16日まで	会長 195,000円/年 会長代理 150,000円/年 委員 140,000円/年	
	武川村		11人 (11人)	平成14年 7月20日から 平成17年 7月19日まで	会長 195,000円/年 会長代理 150,000円/年 委員 140,000円/年	

農業委員会委員の定数及び任期の取扱い 先進地事例（県外）

【平成17年 1月 5日現在】

新市名	旧市町名	合併の期日	選挙委員数 (条例定数)	任 期	報 酬 額	調 整 方 針
丹波市 (兵庫県) ・農家戸数 8,968戸 ・農地面積 6,437ha	柏原町	平成16年 11月1日	11人 (11人)	平成15年11月 9日から 平成18年11月 8日まで	会長 350,000円/年 会長代理 247,000円/年 委員 227,000円/年 (部会長) 237,000円/年	農業委員会については、合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年6月30日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。 ただし、定数は町ごとに次の数を上回らないものとする。 柏原町 9名 氷上町14名 青垣町14名 春日町15名 山南町14名 市島町14名  在任期間中の報酬額 会 長 472,800円/年 会長代理 409,200円/年 委 員 363,600円/年
	氷上町		15人 (15人)	平成16年 4月 1日から 平成19年 3月31日まで	会長 472,800円/年 会長代理 409,200円/年 委員 363,600円/年	
	青垣町		16人 (16人)	平成16年 3月25日から 平成19年 3月24日まで	会長 493,200円/年 会長代理 427,200円/年 委員 378,000円/年 (部会長) 411,600円/年	
	春日町		16人 (16人)	平成15年 5月 9日から 平成18年 5月 8日まで	会長 340,000円/年 会長代理 250,000円/年 委員 240,000円/年	
	山南町		15人 (15人)	平成14年 5月17日から 平成17年 5月16日まで	会長 360,000円/年 会長代理 280,000円/年 委員 250,000円/年	
	市島町		15人 (15人)	平成16年 3月10日から 平成19年 3月 9日まで	会長 340,000円/年 会長代理 250,000円/年 委員 240,000円/年	
砺波市 (富山県) ・農家戸数 3,677戸 ・農地面積 4,341ha	砺波市	平成16年 11月1日	17人 (17人)	平成14年7月20日から 平成17年7月19日まで	会長 216,000円/年 会長代理 168,000円/年 委員 168,000円/年	1 新市に1つの農業委員会を置き、砺波市及び庄川町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後平成17年7月19日までの期間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。 2 新市の選挙による委員の定数は21人とする。 3 農業委員会等に関する法律第10条の2第2項の規定を適用し、5選挙区を設ける。 4 第1選挙区(旧五鹿屋村、旧東野尻村、旧鷹栖村)は定数を3人とし、第2選挙区(旧出町、旧若林村の一部、旧林村、旧高波村)は定数を4人、第3選挙区(旧庄下村、旧油田村、旧南般若村、旧柳瀬村、旧太田村)は定数を5人、第4選挙区(旧中野村、旧東山見村、旧青島村、旧雄神村、旧種田村)は定数を5人、第5選挙区(旧般若村、旧東般若村、旧梅檀野村、旧梅檀山村)は定数を4人とする。 5 新市の農業委員会に、農地部会及び振興部会を設置する。 6 報酬については、2市町の長が別に協議して定めるものとする。  在任特例中の報酬は、現行のとおりとする。
	庄川町		10人 (10人)		会長 75,000円/年 会長代理 70,000円/年 委員 70,000円/年	

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会の調整方針資料

項 目	関 係 法 令 等 抜 粋
<p>農業委員会委員 の定数及び任期</p>	<p><b>【農業委員会等に関する法律】</b>            (設置)            第3条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地(以下「農地」という。)のない市町村には、農業委員会を置かない。            2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。            3～6(省略)</p> <p>(選挙による委員)            第7条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、40人を超えない範囲内で条例で定める。</p> <p>(選任による委員)            第12条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。            一 農林水産省令で定める農業協同組合、農業共済組合及び土地改良区がそれぞれ推薦した理事(経営管理委員を置く農業協同組合にあつては、理事又は経営管理委員)又は組合員各1人            二 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者4人(条例でこれより少ない人数を定めている場合にあつては、その人数)以内</p> <p>(委員の任期)            第15条 選挙による委員の任期は、3年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が農業委員会の委員の任期満了の前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日までに在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなったときはそのなくなった日の翌日から、それぞれ起算する。            2～3(省略)</p>

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会の調整方針資料

項 目	関 係 法 令 等 抜 粋
<p>農業委員会委員 の定数及び任期</p>	<p>4 第12条の規定により選任された委員は、一般選挙により選挙された委員の任期満了の日（選挙された委員の全員がすべてなくなったときは、そのなくなった日）まで在任する。</p> <p><b>【市町村の合併の特例に関する法律】</b> (農業委員会の委員の任期等に関する特例)</p> <p>第8条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては80を超えない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては40を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。</p> <p>(1) 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後1年を超えない範囲で当該協議で定める期間</p> <p>(2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間</p> <p>2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第7条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。</p> <p>3 農業委員会等に関する法律第3条第2項の規定により合併市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は同法第35条第1項の規定により地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第34条の規定の適用がある場合を除いて、前2項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。</p> <p>4 第6条第8項の規定は、第1項の協議について準用する。</p>

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会の調整方針資料

項 目	関 係 法 令 等 抜 粋													
農業委員会委員 の定数及び任期	<p><b>【農業委員会等に関する法律施行令】</b>            (2以上の農業委員会を置くことができる市町村)            第1条の3            法第3条第2項の政令で定める市町村は、その区域の面積が2万4千ヘクタールを超える市町村又はその区域内の農地面積が、7千ヘクタールを超える市町村とする。</p>													
	<p>(選挙による委員の定数の基準)            第2条の2            農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、法第12条第1号の委員として選任しなければならない委員の数と4人(同条第2号の条例でこれより少ない人数を定めている場合にあつては、その人数)との合計数を超え、かつそれぞれを次の表の上欄(左欄)に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄(右欄)に掲げる数以下であることとする。</p>													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="392 794 465 855">区</th> <th data-bbox="465 794 1854 855">分</th> <th data-bbox="1854 794 2080 855">委員の数の上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="392 855 465 1050">1</td> <td data-bbox="465 855 1854 1050">(1) その区域内の農地面積が1,300ヘクタール以下の農地委員会 (2) 10アール(北海道にあつては、30アール)以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人(農地法第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。)の数の合計数(以下「基準農業者数」という。)が1,100以下の農業委員会</td> <td data-bbox="1854 855 2080 1050">20人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="392 1050 465 1123">2</td> <td data-bbox="465 1050 1854 1123">1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会</td> <td data-bbox="1854 1050 2080 1123">30人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="392 1123 465 1201">3</td> <td data-bbox="465 1123 1854 1201">その区域内の農地面積が5,000ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が6,000を超える農業委員会</td> <td data-bbox="1854 1123 2080 1201">40人</td> </tr> </tbody> </table>		区	分	委員の数の上限	1	(1) その区域内の農地面積が1,300ヘクタール以下の農地委員会 (2) 10アール(北海道にあつては、30アール)以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人(農地法第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。)の数の合計数(以下「基準農業者数」という。)が1,100以下の農業委員会	20人	2	1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30人	3	その区域内の農地面積が5,000ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が6,000を超える農業委員会	40人
	区	分	委員の数の上限											
	1	(1) その区域内の農地面積が1,300ヘクタール以下の農地委員会 (2) 10アール(北海道にあつては、30アール)以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人(農地法第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。)の数の合計数(以下「基準農業者数」という。)が1,100以下の農業委員会	20人											
2	1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30人												
3	その区域内の農地面積が5,000ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が6,000を超える農業委員会	40人												
<p>(選挙区の基準)            第5条 法第10条の2第2項の規定により農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設ける場合には、その分けて設けられるすべての選挙区につき、その区域内の農地面積が500ヘクタール以上となるか、又は基準農業者数が600以上となるようにしなければならない。</p>														